

議事日程（開会日） 令和5年3月1日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第 2号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）
について
- 日程第 6 議案第 3号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 4号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 5号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第3号）について
- 日程第 9 議案第 6号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）について
- 日程第 10 議案第 7号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補
正予算（第2号）について
- 日程第 11 議案第 8号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
4号）について
- 日程第 12 議案第 9号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 13 議案第 10号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 14 議案第 11号 木曾岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい
て
- 日程第 15 議案第 12号 木曾岬町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 16 議案第 13号 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 17 議案第 14号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 16号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算
について
- 日程第 20 議案第 17号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予
算について
- 日程第 21 議案第 18号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 22 議案第 19号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算につ
いて

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予
算について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 7 発議第 1 号 木曾岬町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 芙二夫
8 番	三 輪 一 雅	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山 北 哲	総務政策課長	小 島 裕 紹
危機管理課長	伊 藤 雅 人	会 計 管 理 者	山 田 克 己
産 業 課 長	多 賀 達 人	建 設 課 長	黒 田 良 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	福 祉 健 康 課 長	松 本 大
税 務 課 長	中 山 重 徳	教 育 課 長	黒 田 和 弘

事務局出席職員

事務局長 藤 井 光 利 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

○議長（服部芙二夫議員） 皆様おはようございます。

本日は、令和 5 年第 1 回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和 4 年度一般会計、特別会計の補正予算案、条例の一部改正案、令和 5 年度一般会計、特別会計の予算案及び人事案などでいずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後程執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様の方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願いを申し上げます。

また、議会運営には格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議が成立します。

それではただいまより令和5年第1回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

開会 午前9時 0分

○議長（服部英二夫議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、すでにお手元に配付させていただいた通りです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る2月24日に議会運営委員会が開催され、今期の定例会の議会運営などについて審査をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いします。

○8番（三輪一雅議員） 議長8番。

○議長（服部英二夫議員） 8番議席、三輪一雅委員長。

○8番（三輪一雅議員） 皆様おはようございます。

議会運営委員会のご報告をいたします。

去る2月24日午前9時より委員会を開催し、委員4名の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長及び副町長並びに担当課長の出席のもと、令和5年第1回町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会ではまず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明があり、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審査に入りました。

説明を受けた議案名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会開会日の提出議案は、令和4年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案7件、条例の制定及び一部改正案等8件、令和5年度町一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案6件、諮問案1件、発議案1件の合わせて23件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、すべてを本定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議対象議案の状況及び委員会の審議日程を考慮し、会期は本日1日から16日までの16日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、議長からの諸般の報告の後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第2号から議案第22号までの21議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に議案を付託し、審査していただくことに決定いたしました。

次に、諮問第1号を上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、

討論、採決を行っていただきますが、ただし人事案件につき、討論は省略させていただくことといたしました。

次に、発議第1号を上程し、提出者である私から提案理由の説明をさせていただいた後、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上をもって、令和5年第1回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日の定例会散会后に、第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、明日2日午前9時から引き続き行うこととしております。

また、各常任委員会の日程は、すでに配付させていただきました日程の通り、教育民生常任委員会は3月7日午前9時から、総務建設常任委員会は3月9日午前9時から、それぞれ開催することといたしました。

次に、定例会の再開日は、3月14日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は6名の方が通告されており、この一般質問の取り扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしました。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。この一般質問を終えた後、議案第2号から議案第22号までの21議案を一括上程していただき、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に対する委員長報告を行っていただき、その後、それぞれのご報告に対する質疑を行います。

以上をもって、本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に、議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会閉会日は3月16日午前9時より再開し、議案第2号から議案第22号までの21議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、議案採決につきましては、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

最後に議会運営委員会、議会広報常任委員会から提出を予定している閉会中の継続調査の申し出を上程し、採決を行っていただくこととしております。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき令和5年第1回木曾岬町議会定例会は閉会といたします。なお、常任委員会ごとに委員会所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで了解をいただきましたことを併せてご報告申し上げます。

以上、議会運営委員会の審査結果報告とさせていただきます。

令和5年3月1日、議会運営委員会委員長 三輪一雅。

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦労様でした。

ここで皆様にお諮りします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より、本日から3月16日までの16日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告の通り、本日から3月16日までの16日間にしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 「異議なし」と認めます。よって、会期は本日から、3月16日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（服部英二夫議員） 日程第3、諸般の報告を私からさせていただきます。

それでは諸般の報告を申し上げます。

初めに、三重県町村議会議長会の関係では、昨年11月4日に、令和5年度国県に対する要望事項に係る県議会への要請を行いました。また、11月9日にはNHKホールで開催されました第66回町村議会議長全国大会に出席をしてきました。さらに1月12日、理事会に出席し、県選出国會議員に対する要請活動などの報告や、地方財務等に係る国の動向の説明を受けました。

次に、木曾岬町の議員研修を11月24日と25日に開催し、24日は県内選出の國會議員9名を訪ね、木曾川左岸堤防 耐震・高潮対策に関する要望を。25日には、静岡県の中部電力浜岡原子力発電所の視察に行ってきました。

桑名広域清掃事業組合関係では、本年1月19日に第1回臨時会が開催され、私が副議長に選任されました。また、2月9日には第1回定例会が開催され、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、令和5年度一般会計予算、条例改正等の議案が提出され、全議案が可決されました。

三重県後期高齢者医療広域連合の関係では、昨年11月21日に令和4年第2回定例会が開催され、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、令和3年度一般会計特別会計歳入歳出決算認定、条例の改正等の議案が提出され、全議案が可決されました。また本年、2月13日に第1回定例会が開催され、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、令和5年度一般会計及び特別会計予算、条例制定等の議案が提出され、全議案が可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第4「行政報告について」を議題とします。

加藤町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（加藤隆町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長。

○町長（加藤隆町長） 改めて皆さんおはようございます。

日ごとに日差しが和らいできまして、今日は一段と春めいて参りましたが、先月の2月の6日にトルコで発生しました巨大地震によって、シリアと合わせて5万人を超える犠牲者、尊い命が奪われてしまいました。1年前は、ウクライナへのロシアによる軍事侵攻というような事態も発生いたしました。また1年経って、トルコやシリアの方で大変な被害が出ておまして5万人もの方の尊い命が奪われてしまいました。私ども心からお亡くなりになられた方へのお悔やみと被災された皆さんへのお見舞いを心から申し上げる次第でございます。木曾岬町では、社会福祉協議会の方で両国への支援という形で義援金の募金活動を始めさせていただいておりますので、どうぞひとつ皆さん方温かいご支援をお願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

さて、本日、令和5年第1回木曾岬町議会定例会を招集、開会いただきましたところ、議員の皆様には早朝からご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の制定及び一部改正案、

そして、令和5年度の各会計の当初予算などいずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ十分にご審議をしていただきますようお願いをいたします。

それでは早速でございますが、ただいま議長さんの許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染症についてでございますが、政府において、本年の2月の10日に新型コロナウイルス感染症対策の、基本的対処方針が変更され、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとして、5類感染症に位置付け分類されることが示されました。

3月の13日以降のマスクの着用の考え方につきましては、個人の判断に委ねることを基本として、感染防止対策として、マスクの着用が効果的である場面などを示した上で、一定の場合には、マスクの着用を推奨する考え方が見直されました。

三重県においては、1月中旬以降の新規感染者数や病床の使用率などが減少傾向となり、落ち着きを見せつつある状況の中、2月の22日には、政府の方針に基づいて、三重県指針が見直されたところでございます。

本町においては、三重県指針及び地域の実情を踏まえて、マスクの着用に関する考え方や、イベントの開催基準等の変更に準じて適正に取り組み、町民の方々に広く周知を図っていきたいと考えております。また、新型コロナワクチン接種につきましては、令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、重症化リスクの高い方などを対象として、年2回の接種を行い、それ以外のすべての方々を対象として年1回接種を行う見解が示されております。

今後は本格的に新型コロナウイルスと共生する社会となるため、感染への不安の感じ方が、各々の立場や状況で、違うことを理解をし、お互いを尊重し合える社会づくりが必要だと考えております。このことから、町民の皆様の不安を取り除き、安心して暮らしていただけるように、万全を期して参りたいと考えておりますので何卒ご理解ご協力を賜りたいと考えているところでございます。

次に、脱炭素社会の実現についてでございます。近年、地球温暖化による気候変動の影響は、気象災害の頻発など顕著に現れております。過去に経験したことのないような集中豪雨や猛暑などが頻発しており、今後さらに災害等のリスクが高まると予測されております。そのため、私たち一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取り組みを強化し、将来にわたって、自然の恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいく必要がございます。よって、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、取り組むことを次の通り宣言をいたします。

木曾岬町ゼロカーボンシティ宣言。近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、世界各地で大規模な自然災害が頻発しております。我が国においても、過去に経験したことのないような集中豪雨や、猛暑などが頻発しており、今後さらに災害等のリスクが高まると予測されます。

2015年に合意されたパリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有され、その実現には2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロとすることが必要とされました。

木曾岬町では、将来にわたって、町民が安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継

ぐため、町民や事業者の皆様と共同で、地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、取り組むことをここに宣言をいたします。

令和5年3月1日、木曾岬町長、加藤隆。

以上、宣言を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それではこれより議事に入ります。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）
について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第3号）について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補
正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
4号）について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第14 | 議案第11号 | 木曾岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい
て |
| 日程第15 | 議案第12号 | 木曾岬町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第17 | 議案第14号 | 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算
について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予
算について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算につ
いて |

日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

○議長（服部芙二夫議員） 日程第 5、議案第 2 号、令和 4 年度三重県金村議長一般会計補正予算、（第 7 号）についてから、日程第 2 5、議案第 2 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてまでの 2 1 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部芙二夫議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤隆町長） 議長。

○議長（服部芙二夫議員） 加藤町長。

○町長（加藤隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました議案第 2 号から議案第 2 2 号までの 2 1 議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第 2 号、令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 6 0 0 万円を追加し、予算総額を 3 5 億 8, 2 5 0 万円とするものでございます。

補正の内容を申し上げますと、主に年度末を迎え、歳出の各科目にわたり、人件費及び事業費を精査したもので、総務費ではふるさとさきさき応援事業費において、寄付額の増加に伴い、返礼品等に係る事務的経費を増額し、また、地方交付税が増額となったことから、これを積立金に追加計上をいたしました。

続く民生費では、福祉医療費事業、福祉タクシー助成事業、敬老会事業費などにおいて、それぞれの事業実績により不要となる額の減額を行いました。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症、自宅療養訪問介護支援事業や、一般ごみ収集処理事業などにおいて、それぞれの事業実績により、不要となる額の減額を行いました。

農林水産業費では、農業振興費や湛水防除事業において、各種事業の精査や補助金、負担金等の額の確定に伴う減額を行い、土木費では、公園費及び受託管理費において、各種事業の精査により減額を行いました。

消防費では、消防団活動費において、消防団員活動報告決算見込みにより不用額を減額し、教育費では、体育振興経費や木曾川グラウンド経費で、それぞれの事業実績により不要となる額の減額を行いました。

以上が歳出予算の主なものでありますが、これに対する歳入といたしまして、町税では町民税などの税目で、本年度の見込み額を精査し、地方の財源補填を目的とした地方交付税の追加交付を計上しているほか、国県支出金では、それぞれの交付金額の確定に伴う補正を行いました。

また、寄付金では、ふるさとさきさき応援寄付金の増額及び、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄付を受けたことから、追加計上を行ったものでございます。

次に、議案第3号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ1,748万円を減額し、予算総額を7億8,299万2千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、保険料の精査による減額のほか、国県補助金及び一般会計繰入金の確定見込みにより、既存予算を精査するものでございます。

歳出では、保険給付費の見込み額を推計し、既存予算を減額するほか、過年度交付金の精算により償還金を、増額するものでございます。

次に、議案第4号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ90万円を追加をし、予算総額を1億5,490万円とするものでございます。

その補正の主な内容は、歳入では令和3年度決算により、本年度への繰越額が確定したほか、保険料の本算定及び一般会計繰入金の確定見込みにより、既存予算を精査するものでございます。

歳出では、保険料の収入見込みや保険基盤安定負担金等の確定見込みにより、広域連合納付金を増額するものでございます。

次に、議案第5号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算、（第3号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ704万5千円を増額し、予算総額を5億7,209万8,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入においては、介護保険料の本算定後において、被保険者の変動による徴収見込み額の補正、保険給付費、調整交付金及び地域支援事業費に係る国県の支出金及び、支払基金の交付金の補正に伴い、繰入金などを精査するものでございます。

また歳出においては、居宅介護サービスの訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型介護サービスの認知症対応型共同生活、施設介護サービスの特別養護老人ホームなどの実績及び地域包括支援センターの活動に関わる各種事業の精査により、予算の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、予算総額を8,080万円とするものでございます。

この補正の主な内容は、歳入では、一般管理費や維持管理費の精査に伴う、一般会計からの繰入金の減額や公営企業会計への移行のための法的化支援業務における清算に伴う、下水道債の減額を行うものでございます。

歳出では、法的化支援業務や汚泥運搬費用、汚泥処理負担金の精査による減額を行うものでございます。

次に、議案第7号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この度の補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、予算総額を3億8,000万円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、一般管理費や維持管理費の精査に伴う一般会計からの繰入金

の減額や、公営企業会計への移行のための法的化支援業務における清算に伴う下水道債の減額を行うものでございます。

歳出では、法的化支援業務や管路清掃業務の精算による減額を行うものでございます。

次に、議案第8号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、このたびの補正は、今年度の当町の水道事業における給水実績や受託給水工事等の精算に伴い、収入及び支出における関連予算をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第9号、木曾岬町夢ささえあいの町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄付を受けましたので、これに基づき本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第10号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、国民健康保険料の賦課限度額について見直されたこと及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金の支給額の引き上げがされるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号、木曾岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることから、新たに条例を制定するものでございます。

また、本条例の制定により、現行の木曾岬町個人情報保護条例は廃止するものであります。

次に、議案第12号、木曾岬町情報公開個人情報保護審査会条例の制定についてでございますが、本町の情報公開・個人情報保護審査会の設置及び運用は、木曾岬町個人情報保護条例において定めておりますが、個人情報保護に関する法律により、法の適用を直接受けることとなり、議案第11号でも説明をいたしました、現在の木曾岬町個人情報保護条例は廃止されます。

法適用後も、審査請求等に関する諮問などは、地方公共団体が設置する諮問機関に対して行うことが、規定されておりますので、新たに本条例を制定するものでございます。

次に、議案第13号、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、非常勤消防団員の報酬等の基準が改正されたことに伴い、本条例についても所要の改正をするものでございます。

次に、議案第14号、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、中学校における休日の部活動について、文部科学省から方針が示され、今後地域に移行していくこととなったことから、休日部活動地域移行準備委員会を設置をし検討を進めていくため、それに伴う委員報酬について、町条例で定める必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてでございます。令和5年度の予算総額は、31億6,000万円で、前年度当初予算と比較しますと、1億7,000万円、率にして、5.7%の増額となっております。

令和5年度の当初予算につきましても、第5次総合計画に掲げる町の将来像、「暮らしを守り豊かな心と活力を育むきずな深めるまち」の実現を目指すことを目的に編成させていただいておりますので、後期基本計画に示された「六つのまちづくり方針」に沿って、主要事業の

概要について説明をさせていただきます。

まず、基本方針の1つ目「安全・安心な生活の場づくり」の事業といたしまして、環境共生の推進の分野では、ゼロカーボンシティの実現に向けた地域再生可能エネルギーの導入目標を策定するための再生可能エネルギー導入目標策定計画事業として、1,000万円を計上し、消防・防災対策の分野では、既存の機器類を更新するとともに機能強化を図ろうとする防災行政無線（同報系）長寿命化事業として3,400万円を計上しております。

また、公園・緑地・景観の分野では、中央幹線排水路の劣化が進行している区間において、機能を回復させるための長寿命化対策を講じるために、中央幹線排水路長寿命化事業として、350万円を計上しております。

次に、基本方針の2つ目、いきいきした暮らしづくりの事業として、障がい者福祉の推進の分野では、6年ごとに見直しを行うこととされている障がい者計画、3年ごとに見直しを行うこととされている第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を策定し、障がい者や障がい児の自立した生活を総合的に支援し、共生社会と障がいを理由とする差別解消を目指そうとするための計画策定事業費として500万円を計上しております。

また、地域福祉の推進の分野では、町全体で自殺対策を推進するための第2次自殺対策推進計画策定事業として、450万円を計上しております。

次に、基本方針の3つ目、豊かな心を育む人づくりの事業といたしまして、文化、スポーツ振興の分野で、経年劣化に伴う町体育館の既存設備の更新を行うため、放送設備更新事業として300万円、高圧受電設備更新事業として、1,700万円を計上しております。

次に、基本方針の4つ目、暮らしを支える生活基盤づくりの事業といたしましては、道路整備の分野で、町民や町外から訪れる人々が安全で快適に通行できるように、道路周辺環境を整備しようとする橋梁整備事業及び道路整備事業を合わせて、7,550万円の事業費を計上いたしております。

次に、基本方針5つ目、活力を高める産業づくりの事業といたしましては、観光・集客交流推進分野では、町道鍋田川線の桜並木の剪定や伐採やクビアカツヤカミキリの防除業務など、桜並木管理事業として、関係経費1,250万円を計上し、農業・漁業振興分野では、川先排水機場及び近江島排水機場の更新を行う湛水防除事業として、2,400万円を計上しております。

また、工業・商業振興の分野では、木曾岬町企業誘致促進条例に基づく、企業誘致推進補助事業として、1億1,000万円を計上しております。

最後に基本方針6つ目の、自立した地域と行政のまちづくりの事業といたしましては、現在の第5次総合計画の計画期間が平成26年度から令和5年度までとなっていることからこの計画期間を、令和6年度から10年間とする、第6次総合計画の策定業務に係る経費、930万円を計上し、また、第2期の総合戦略に掲げる15の施策を具体的化させたシティプロモーション事業として700万円。ローカルスタートアップエコシステム構築事業として500万円を計上しております。

また、情報化の推進の分野では、住民情報系ウイルスサーバーを始めとする各種サーバーの保守期限満了に伴うサーバーリプレイス事業として1,150万円を、庁内に分散する地図情報を統合及び公開するための統合型公開型GIS構築事業として、460万円をそれぞれ計上し

ております。

以上が令和5年度の当初予算に計上されている主要な事業の概要でございます。

次に、歳入予算の概要でございますが、歳入の根幹をなす町税は、前年度と比較して、2億1,117万円の増額としています。中でも、木曾岬新輪工業団地内への投資が進んだことにより、固定資産税で前年度と比較して2億490万円の増額となっております。

一方、普通交付税では、先ほど説明させていただいた町税の増額に伴い、前年度と比較して3,000万円の減額とし、国庫支出金においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の縮小に伴い、3,625万円の減額としています。

なお、この予算の不足財源を補うため、財政調整基金などからの繰入金1億6,421万円を計上いたしております。

以上が、令和5年度の一般会計予算の概要でございます。

次に議案第16号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を7億7,160万円とするもので、前年度と比較して2,340万円の減額。率にして2.9%の減となっております。

この主な要因は昨年度からいわゆる団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険の被保険者の減少が見込まれ、医療費の公費負担に当たる保険給付費や、財政運営の主体となる県に対する保健事業費納付金の減額を見込むものでございます。なお、被保険者数については、1,336人と見込み、前年度に比べ94人の減となっております。

次に、議案第17号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を1億6,200万円とするもので、前年度と比較し800万円の増額、率にして5.2%の増となっております。

この主な要因は、療養給付費の増加見込みや、標準システムの更改により広域連合納付金が増額となったもので、共通経費負担金で394万円、療養給付費負担金で414万円が前年度に比べてそれぞれ増額となっております。なお、被保険者数につきましては、1,043人と見込み、前年度に比べ5人の減となっております。

次に、議案第18号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてでございますが、令和5年度予算は予算総額を5億9,600万円とし、前年度当初予算から4,100万円を増額するものでございます。

歳入予算の主なものは、介護保険料について65歳以上の保険料の納付者でございます第1号被保険者の変動により、0.5%の減少を見込み、前年度予算から74万6,000円を減額しております。

また、歳出の主なものは、要介護認定者の伸びを過去の実績等により見込み、居宅介護、地域密着型サービス及び施設介護サービス利用者の変動が予測されますので、保険給付費を前年度予算から4,352万円を増額をいたしました。保険給付費の増加に伴い、国県の支出金及び支払基金の交付並びに一般会計及び準備基金の繰入金により、財源確保を努めております。

次に議案第19号、令和5年度、三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算の総額は前年度と同額の300万円で、歳出ではこの会計が保有する土地の維持管理に要する経費を計上し、歳入では、保有する土地の賃貸借によって生じる貸付収入額

等を計上いたしております。歳出の維持管理に要する経費の財源は町一般会計からの繰入金で補填し、歳入の財産貸付収入は、町一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第20号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を1億900万円とするもので、前年度と比較して2,900万円、率にして約36.3%の増額となっております。歳入予算では、使用料金及び手数料を前年度の実績などから2,948万3,000円と見込み、公営企業会計化移行のための費用として、下水道債を1,130万円計上するとともに、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金6,690万円を計上いたしております。繰入金では歳入全体の約61.4%を占め、対前年と比較しますと、3580万円の増となっております。

一方、歳出予算において、一般管理費では、公営企業会計への移行のための業務委託やシステム構築費用を計上するとともに、維持管理費では、処理施設の点検や汚泥処理費を始めとする定期的な管理業務費に加え、中継ポンプなどの修繕費や県道等の改良工事に伴う下水道管路の移設費等を計上いたしております。

公債費の償還金は、償還ピークが過ぎ、前年度より44万6,000円減額の199万8,000円となり、歳出総額の約1.8%となっております。

次に議案第21号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を3億7,400万円とするもので、前年度と比較して7,500万円、率にして約16.7%の減額となっております。

歳入予算では、使用料及び手数料を前年度の実績などから5,168万3,000円を見込み、施設の長寿命化や耐震対策にかかる費用として、国庫補助金を5,500万円。下水道債を6,190万円計上するとともに、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金、2億310万円を計上いたしております。繰入金は、歳入全体の約54.3%を占め、対前年と比較しますと60万円の減となっております。

一方、歳出予算において一般管理費では、公営企業会計への移行のための業務委託やシステム構築費用を計上するとともに、維持管理費では、処理場の維持管理業務や汚泥処理費を初めとする定期的な管理業務費や、各処理施設の修繕費、施設整備費では、処理施設の長寿命化や耐震化にかかる事業費などを計上いたしております。

また、地方債の償還金は、前年度から2,768万4千円減の1億18万2,000円となり、歳出総額の約26.8%を占める状況となっております。

次に、議案第22号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてでございますが、本年度の業務の予定量は、総排水量を近年の需要動向などから前年度より約2%減の96万立方メートルを見込んでおり、これを1日平均に換算しますと2,630立方メートルとなります。

主な内容を申し上げますと、収益的収支の収入予定額では、営業収益の大部分を占める水道料金で、前年度に比べ約1%減を見込み、総事業収益2億306万1,000円としております。

なお、営業外収益では、木曾岬干拓地における新輪受水場整備に伴う長期前受金戻入の増額により、3,157万7,000円の増額となっております。

次に支出予定額では、全体の約56.8%を占める県水の受水費で、前年度に比べ約1%減

を見込み、総事業費用を2億2,167万5,000円としております。

これ以外の支出予算として、通常の維持管理経費に加え、上水管路施設の耐震診断及び更新計画に係る費用や、下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、共通の新システムを構築するための費用を計上いたしております。

次に、資本的収支の収入予定額では、新規加入者15件分の負担金、支出予定額では、老朽管の更新工事費用などを計上いたしております。

以上、上程を賜りました議案第2号から議案第22号までの21議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては、後程担当課長から説明をさせていただきますので、十分にご審議をさせていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を2月28日正午まで受け付けましたが、この間通告者はございませんでしたので、このことをご報告し、総括質疑を終結します。

ただいま議題としております議案第2号から議案第22号までの21議案は、議案付託表の通り、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（服部英二夫議員） 次に日程第26、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程し、これを議題とします。

加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤隆町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長。

○町長（加藤隆町長）

ただいま上程をいただきました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員、服部清子氏が来る令和5年6月30日をもって任期満了を迎えることから、同氏を引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条、第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

服部氏は、令和2年7月から人権擁護委員を務められ、現在1期目でございますが、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解も深く、人権擁護活動に積極的に従事していただける方でございます。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をさせていただきますので、慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて事務当局の詳細説明を求めます。

○住民課（伊藤正典課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤住民課長。

○住民課（伊藤正典課長） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、説明をさせていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、服部清子氏が令和5年6月30日付で任期満了となることから、下記のものを入権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

候補者名でございますが、住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中309番地、氏名、服部清子。生年月日、昭和30年11月28日生まれ、現在67歳の方でございます。

この任期でございますが、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。諮問第1号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

ご意見がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入るわけでございますが、ここで諮りいたします。上程しております議案は人事に関するものでございます。よって、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。これより議案採決に入ります。

日程第26、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について原案の通り、適任者と認めるものとして答申することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、諮問第1号は原案のとおり、適任者として認めるものとして答申することに決定しました。

日程第27 発議第1号 木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（服部英二夫議員） 次に日程第27、発議第1号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

ここで、提出者である議会運営委員会の三輪委員長に、提案理由説明を求めます。

○8番（三輪一雅議員） 議長すみません。ちょっとだけ休憩ください。

○議長（服部英二夫議員） 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時59分

○議長（服部英二夫議員） それでは休憩を解き、本会議に戻します。

○8番（三輪一雅議員） 議長8番。

○議長（服部英二夫議員） 三輪議会運営委員長。

○8番（三輪一雅議員） 議会運営委員会委員長の三輪一雅です。

それでは発議第1号、木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例制定についての提案理由を説明いたします。下段提案理由。

この条例を提出する理由は、令和5年4月1日に施行を予定している個人情報の保護に関する法律の改正において、議会はその法の規制の対象である地方公共団体の機関から除外されることになったことから、議会として個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個別に条例を

制定する必要があるためであります。

条例の主な内容の説明をいたします。第1条では、本条例の目的として、新個人情報保護法が、直接適用される町執行部側と適応されない議会側の保有する個人情報の開示、適正及び利用停止等の手続きや個人情報の取り扱いに関し、差異が生じることを避けるため、本条例を制定する必要があることが示されております。

第2条では、個人情報の定義が規定されており、第4項に規制の対象とする保有個人情報とは、議会事務局が保有する個人情報が想定されており、各議員が個別に取得する個人情報が想定されているものではないことを明確にしています。

この条例の制定のきっかけは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、データ流通の両立が要請されたことが背景にあり、議会においても個人情報の適正な取り扱いを確保する必要性が求められることから、本条例を制定しようとするものであります。

以上をもって提案理由説明とさせていただきます。

どうぞご決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪委員長の提案理由の説明が終わりました。

発議第1号について、ご質疑あります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑もないようですので質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは日程第27、発議第1号木曾岬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案の通り可決することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

従って、発議第1号は原案の通り、可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

議員の皆様は慎重なご審議、ありがとうございました。また、加藤町長を初め、執行部の方々には大変ご苦労さまでした。

一般質問日は、3月14日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時 3分